随 意 契 約 結 果 表

担当課名	消防本部総務課		
案件名	消防通信指令施設各種装置		
案件の概要	平成8年度、新庁舎建設時に導入された消防通信指令施設の各種機器を、指令台関係機器更新計画に則り、更新することにより安定した消防指令体制を維持するもの。		
随意契約の種類	○随意契約	◉ 単独随意契約	
契約年月日	令和 3 年 9 月 17 日	契約の相手方	(株)富士通ゼネラル 近畿情報通信ネットワーク営業部
契約金額	53,977,000 円 (うち消費税相当額 4,907,000 円)		
契約期間	契約を行った日 ～ 令和 4 年 3 月 31 日 まで		
随意契約とした理由	消防通信指令施設は、市民からの119番通報の受信、災害現場の特定、自動出動隊編成、指令、情報伝達等の消防業務を迅速かつ的確に遂行するための消防専用の装置であり、24時間365日正常に稼働しなければならない施設である。㈱富士通ゼネラル近畿情報通信ネットワーク営業部(以下「富士通ゼネラル」という。)は、平成8年、庁舎建設に伴い、指令施設を納入した業者で、各種装置を製作設置し、かつ年間保守管理委託業務を締結している。 当該施設は、ハードウェア及びソフトウェアともに、富士通ゼネラルが独自に消防専用にシステム開発していることから、各種装置の更新業務については、他社が実施することは困難である。加えて、多数のシステムが複合的に絡み合って1つのシステムとして稼働していることから、部分的に他社製のものを使用することができず、各種装置の互換性を考慮しても富士通ゼネラルでしか、今回の更新業務は実施できない。 それだけではなく、富士通ゼネラルは、不測の事態への緊急対応も24時間365日可能で、技術者による対応や装置の予備品についても完備しており、経験豊富な技術者によるメンテナンス体制が確立されており、複雑に絡み合ったハードウェア及びソフトウェアについても精通している。 従って、今回の更新業務については、指令体制を維持し、市民の安全に支障をきたさないよう確実に業務を履行できるのは、上記業者以外では不可能である。		
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 (その性質または目的が競争入札に適しないもの)		